

第 3 4 号議案

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、広徳児童遊園を用途変更するため提出します。

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例（昭和30年11月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)東京都台東区立児童遊園の部中

「

|   |        |   |             |
|---|--------|---|-------------|
| 同 | 竜泉児童遊園 | 同 | 竜泉一丁目20番15号 |
| 同 | 広徳児童遊園 | 同 | 東上野四丁目5番1号  |

」

を

「

|   |        |   |             |
|---|--------|---|-------------|
| 同 | 竜泉児童遊園 | 同 | 竜泉一丁目20番15号 |
|---|--------|---|-------------|

」

に改める。

付 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。